

「財務センターに対する大臣命令について の財務省布告」

日本貿易振興機構(ジェトロ) バンコクセンター編

本資料は日本企業及び日系企業への情報提供を目的に作成した仮訳であり、本資料の正確性についてジェトロが保証するものではありません。

本資料の利用に際しては、必ずタイ語原文に依拠いただくようお願いいたします。

日本語訳協力: Thai Keizai Publishing Co., Ltd.社

財務センターに対する大臣命令についての財務省布告

仏暦二四八五年・外国為替管理法令の内容に基づき制定された省令第一三号(仏暦二四九七年)の第三項の内容に基づく権限に依拠して、財務大臣は財務センター許可取得申請者及び許可取得者に対し以下の遂行を命じる。

第一項

本布告において、

「担当官(チャオパナックガーン)」とは、仏暦二四八五年・外国為替管理法令に基づく執行のために任命を受けた担当官[注/外為管理官]を意味する。

「財務センター(スーン・ポリハーン・グン)」とは、他者に対し外貨管理業務を営む許可を得た者を意味する。

「大臣(ラッタモンTREE)」とは、財務大臣を意味する。

「グループ企業(グルム・ポリサット)」とは、外貨管理業務を財務センターに委託するグループ内企業もしくは関連事業を営む企業または相互商取引関係を有する企業を意味する。

第二項

財務センターは以下の範囲でグループ企業に対し外貨管理業務をなす。

(一)グループ企業からの外貨の拘束義務もしくは請求書類のパーツ貨での購入引受、及び外国の取引相手への外貨支払い引受。

(二)外国の取引相手との外貨の拘束義務の債務相殺。

(三)債務相殺後の外貨売買及び外為リスク管理。

(四)流動性管理、すなわち

(四・一)外国からの外貨借入及びグループ企業へのパーツ貸付。

(四・二)グループ企業の流動性余剰分の外国での外貨貸付。

(五)グループ企業の会計作成。

第三項

財務センター設置承認を申請する者は外為管理官が布告規定した資格を有していなければならない。関係する証拠書類とともに外為管理官が定めた書式に従いタイ国銀行を通じて大臣に申請する。

大臣から承認を得た後、大臣から財務センター許可書を取得するためにタイ国内において法人設立登記を進める。

第四項

第二項に基づく事業を営むにあたって財務センターは、外為管理官が布告規定した原則及び方法に従い、会計を作成及び報告しなければならない。

第五項

財務センターが事業を中止する時、事業中止日から一五日以内に所有者、マネージャーもしくは清算人が外為管理官に文面で通知し、許可書を返還する。

第六項

発行された許可書の期限は一年とする。一年の期限が来た時、許可書は一回につき一年間延長される。ただし期限日の三〇日以上前に大臣が延長しないことを文面で通知したときはその限りではない。

第七項

本布告は仏暦二五四七年[西暦二〇〇四年]七月五日より施行する。

仏暦二五四七年六月三〇日布告

財務センターに係る原則と遂行方法についての(タイ国銀行)外為管理官布告

仏暦二四八五年・外国為替法令の内容に基づき制定された省令第一三号(仏暦二四九七年)の第七項、及び仏暦二五四七年六月三〇日付けの財務センター(スーン・ポリハーン・グン)に対する大臣命令についての財務省布告の第三項と第四項の内容に依拠して、外為管理官(チャオパナックガーン・クワップクム・ガーンレークブリヤングン)は以下のように布告を制定する。

第一項

財務センター設置の承認を申請する者は以下の資格がなければならない。

- (一)タイ国内もしくは国外で登記された法人である。
- (二)タイ国内、もしくはベトナム社会主義共和国、あるいはタイ国と国境を接する国に三社以上の製造及び国際貿易事業を営むグループ企業がある。あるいは製造及び国際貿易を営む関連事業または事業上の関係を有する国内企業がある。

第二項

承認申請を希望する者はタイ国銀行を通じて財務大臣に申請を提出しなければならない。申請の提出に当たっては以下の関係する証拠書類を二式提出する。

- (一)所定の書式に基づく財務センター設置申請書。
 - (二)申請人の登録資本保証書の謄本もしくは写し。
 - (三)申請人の本定款(ポリコンソソティ)、副定款(コーバンカップ)及び株主名簿の謄本もしくは写し。
 - (四)国内外のグループ企業名、もしくは関連事業または事業上の関係があるグループ企業名。
 - (五)グループ企業が財務運営権限を委託する承諾書。
 - (六)会計監査人が保証したグループ企業、もしくは財務管理運営を承諾した国内グループ企業の最新の財務諸表。
- 第一段に基づく許可申請の提出においては、バンコク都・タイ国銀行本店を通じ提出する。
承認審査においては、申請人の資格及び状況の適正を考慮する。

第三項

許可申請人が財務センター設置の承認を受けた時、財務センター設置承認を受けた日から一年以内に、事業者がタイ国内で登記した法人として財務センターを設置し、商業省が内容証明した法人としての登記書、保証書、株主リストと共に財務センターの許可書取得申請を外為管理官に提出するよう、タイ国銀行は審査結果を文面で通知する。

第四項

許可取得申請法人もしくは財務センターが以下の行為をなしていると信じられる疑わしき点または事由がある場合、不許可または許可書取消、許可書不延長を検討するため、外為管理官は財務大臣に意見を具申する。

- (一)外国為替管理法、もしくはその法律に基づく規則、命令、布告に従わない、もしくは違反した。
- (二)外国為替制度にとって危険な行動。
- (三)経済上、公衆にとって危険な行動。
- (四)外為管理官が相当と判断したその他の事由。

大臣が財務センターの許可書の取消を命じた、もしくは延長しないことを通知した場合、所有者またはマネージャーは外為管理官が定めた期間内に外為管理官に許可書を返還する。

第五項

財務センターは事業運営に当たって以下の原則及び方法に従う。

(一) タイ国内のグループ企業及び取引企業への金銭支払いはパーツ貨でなければならない。外国の企業に対する支払いは外貨でこれをなす。ただしベトナム社会主義共和国及びタイと国境を接する国である場合はパーツ貨によってこれをなすことができる。

(二) グループ企業の流動性の余剰について、外国のグループ企業は、外為管理官がグループ企業の財務ポジション及び業績をもとに定めた金額を超えない範囲で、外貨で借り入れることができる。

(三) 外貨の売買及び外為リスク管理のための取引は国内で許可を得た法人とのみ、これをなすことができる。

(四) 外国からの収入を外貨で預金することができる。このとき口座管理者の許可を得た法人名と当該口座番号を外為管理官に知らせる。当該口座の外貨は財務管理上の取引ではないその他の目的のためにこれを使用できない。全ての口座を合わせた口座残金は、グループ企業の財務ポジション及び業績から外為管理官が定めた金額を超えてはならない。

(五) 全項目の会計記録を整然と、正しく、最新のものとし、信頼できる会計監査人に年に少なくとも一回、定期的に監査させなければならない。ここに当該会計報告は外為管理官が必要な時に検査できるよう三年以上にわたって保管しなければならない。

(六) 自己の会計とグループ企業の会計をはっきりと分離しなければならない。

(七) 外為管理官が定めた原則及び方法に従い報告を作成しなければならない。

第六項

財務センターの法人形態に変更があった場合、登記上の変更があった日から一五日以内に当該変更を文書で外為管理官に報告する。この時、関係する証拠書類も提出する。

第七項

本布告は仏暦二五四七年〔西暦二〇〇四年〕七月五日から施行する。

仏暦二五四七年七月五日 布告

(おわり)